



令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児クラスの子どもたち及び0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもたちの保育料は無償になりました。なお、実費として徴収されている費用（給食費※、通園送迎費、行事費など）は無償化の対象外です。

【0～2歳児の保育料】

0～2歳児の保育料は、公立、私立に関わらず、市が世帯の市民税（主に市民税所得割額）を基に保護者の所得階層を判定し、決定します。令和7年4月から8月までは令和6年度の市民税額、9月から令和8年3月までは令和7年度の市民税額を基準とします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和 6 年度 市民税所得割額で算定					令和 7 年度 市民税所得割額で算定						

毎年5～6月に会社や自治体等から受け取る「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（特別徴収の方が対象）及び自治体から直接個人に届く「市民税・県民税納税通知書」（普通徴収の方が対象）で保育料を試算することができます。

令和〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与所得等に係る市民税 米民税 特別徴収税額										決定 多支還還言(新扶養者台市)									
給与収入	4,290,127	主たる給与	4,290,127	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	課税所得	1,270,000								
給与所得	2,890,400	以上の給与	2,890,400	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分属短期課税	0								
その他の所得計	0	所得区分	0	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分属長期課税	0								
		総所得金額	2,890,400							株式等の課税	0								
										上場株式等の配当等	0								
										先物取引	0								

雑所得	0	雑・差・雑	0	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	課税所得	0								
配当金	70,180	配当金	330,000	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分属短期課税	0								
社会保険料	840,014	社会保険料	0	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	分属長期課税	0								
小規模企業共済	0	小規模企業共済	0	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	株式等の課税	0								
生命保険料	49,956	生命保険料	330,000	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	上場株式等の配当等	0								
健康保険料	0	健康保険料	1,620,150	国民年金	0	国民健康保険	0	国民年金	0	先物取引	0								

税	税額控除前所得割額①	76,200	住宅ローン控除額47,628円←② 寄附金控除額 10,249円←③ 調整控除額 3,000円 ①
	税額控除額②	60,877	
	所得割額③	15,300	
	所得割額④	3,500	
	税額控除前所得割額⑤	50,800	
	税額控除額⑥	40,585	
	所得割額⑦	10,200	
	所得割額⑧	2,200	
	特別徴収税額⑨	31,200	
	控除不足額⑩	0	
預	税金充当額⑪	0	
	税金付額⑫	0	
	差引納付額(⑤-⑧-⑨,⑫)	31,200	
	変更前税額⑬	0	
	増減額(⑬-⑩)	0	
	変更月	月	

$$\textcircled{1}15.300 \text{ 円} + \textcircled{2}47.628 \text{ 円} + \textcircled{3}10.249 \text{ 円} = 73.177 \text{ 円}$$

※令和6年度の市民税額で算定する保育料については定額減税額を控除した金額で計算します。

①市民税所得割額は定額減税額控除後の金額が記載されています。

保育料算定の基準となる市民税所得割額の計算には、「住宅ローン控除」「寄附金控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。控除前の金額で計算してください。
普通徴収と特別徴収の両方で課税されている方は、両方の市民税所得割額を合計して計算してください。

四国中央市内にお住まいであった方で、税申告をされていない等のため、市民税額が不明な世帯につきましては、所得階層が最高階層区分となります。税務署又は市役所税務課において、税申告を行っていただき、確認できた翌月から市民税額に応じた所得階層に改めさせていただきます。



13. 0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

原則として、父母の市民税所得割額の合計額に基づく階層区分により、保育料を決定します。保育料のほかに、施設が定める実費徴収費用については、施設ごとに異なります。

※保育料算定に必要となる市民税所得割額については、個人情報のため電話及び窓口ではお伝えできません。そのため、勤務先から配付された「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」等をご覧ください。市民窓口センターにて世帯の所得課税証明書を取得し、確認してください。

0～2歳児（保育認定）の保育料基準額表

(単位：円)

階 層 区 分		0～2歳児	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	市民税均等割世帯	14,000	13,700
C2	市民税所得割 48,600 円未満	17,000	16,700
D1	市民税所得割 64,700 円未満	22,000	21,600
D2	市民税所得割 80,800 円未満	26,000	25,500
D3	市民税所得割 97,000 円未満	28,000	27,500
D4	市民税所得割 121,000 円未満	31,000	30,400
D5	市民税所得割 145,000 円未満	37,000	36,300
D6	市民税所得割 169,000 円未満	42,000	41,200
D7	市民税所得割 235,000 円未満	47,000	46,200
D8	市民税所得割 301,000 円未満	54,000	53,000
D9	市民税所得割 397,000 円未満	57,000	56,000
D10	市民税所得割 397,000 円以上	57,000	56,000

軽減措置

〇多子軽減

小学校就学前の範囲で、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。

ただし、一般世帯のうちC1・C2及びD1階層のうち市民税所得割57,700円未満の世帯について（ひとり親世帯等についてはC1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯について）は、多子判定における年齢制限が撤廃され^(※1)、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

【四国中央市独自の多子軽減】

生計を一にする18歳（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）以下の児童が4人以上いる世帯で、年長者から数えて4人目以降の児童についても0円となります。

〇ひとり親世帯等^(※2)の軽減

C1・C2・D1及びD2階層のうち市民税所得割77,101円未満の世帯については、標準時間の場合5,000円、短時間の場合4,900円とし、2人目以降は0円とします。

※1 学業等のため別居しているお子さまで、入所申込書に同居家族として申し出ていない場合は、書類による申し出が必要です。

※2 「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯等をいいます。